

6. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進主体は、市及び市民、事業者です。各主体は、伊達市環境基本条例に定める責務を果たすとともに、相互に協力・連携しながら計画を推進していくことが必要です。

伊達市環境基本条例（抜粋）

(市の責務)

第5条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

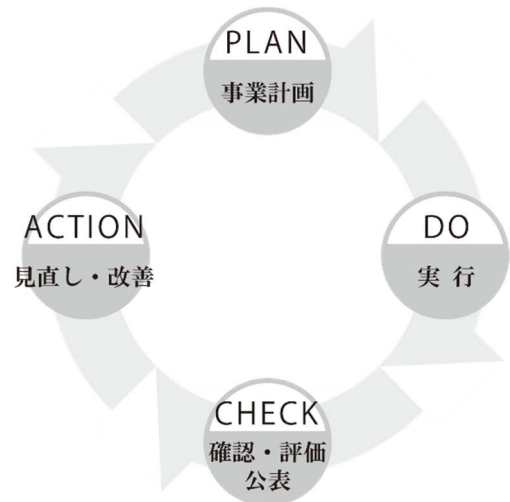
(2) 点検・評価

計画期間内の長期サイクルは PDCA サイクルが基本となります。

毎年の「環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書（以下「報告書」という）」作成と公表、意見募集を展開し、点検・評価を行っていきます。

報告書の作成時に担当課による実施施策の点検・自己評価を行います（4段階の定性評価）。

また、計画5年終了時に中間総括を行い、環境に関する市民アンケートを実施する予定です。



「Check（確認・評価・公表）」の内容

1. 報告書（第3次環境基本計画に関する報告書は、2020年度版から作成）の実施事業とりまとめ時、担当課により「環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況と達成状況」を「◎」「○」「△」「×」の4段階で自己評価します。
2. まとめられた報告書は、環境審議会で評価、審議されます。
3. 報告書を公表するとともに、報告書についての意見を募集します。